

2. 東松島市環境基本計画

環境問題は、かつての産業型公害から生活雑排水による水質汚濁や廃棄物の焼却によるダイオキシン問題に象徴される都市・生活型公害に移行しています。

さらには、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などといった人間を含めた多くの生物の生存をおびやかすような地球規模での環境問題が発生しています。

本市では、これらの問題に対応し、良好な環境を次の世代に引き継ぐことを目的に東松島市環境基本条例を策定（平成18年4月）しました。

東松島市環境基本計画は、この条例に掲げられた基本理念実現のため、本市が行う環境施策の基本となるもので、市民・事業者・行政が相互の理解のもとに協力し、それぞれの役割に応じた環境保全に向けた取組の具体的な指針となるものです。

環境の将来像

将来の世代に引き継ぐ
『市民一人ひとりが創る美しい自然環境と循環型の地域社会』

計画の理念

共生

・人と自然が共に生きるまち

環境の保全及び創造は、私たちが地球に生きる地球人として、自然の生態系への負荷の低減を図り、人と自然が共に生きていくことを目的として行わなければならない。

参画

・環境保全及び創造の推進

環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が、それぞれの役割分担の下にあらゆる事業活動や日常生活において、地球環境保全の視点から自主的かつ積極的に進めなければならない。

循環

・持続可能な循環型社会の構築

環境の保全及び創造は、地球の資源は限りあるものとの考えに立ち、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

計 画 の 主 体

計画を推進していくために、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、協力して取り組みを進める必要があります。

< 各推進体制の責務 >

市民の責務	<p>日常生活において、資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努めなければならない。</p> <p>環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。</p>
事業者の責務	<p>事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境の保全のために、必要な対策を講じなければならない。</p> <p>事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。</p>
市の責務	<p>基本理念に従い、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を推進しなければならない。</p>